

農協指導、農業金融、農業保険 及び農協検査について

令和6年2月

農林水産部農林経済課

目 次

ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ	3
-------------------------------	---

I 農協の運営指導

1 農業協同組合(農協)の組織	4
2 総合農協の概況	5
3 農協に対する県の指導・監督及び支援	11

II 農業金融

1 農業制度資金の種類	13
2 融資実績	13
3 主な農業制度資金の概要	14
4 兵庫県農業信用基金協会の債務保証	16
5 県の取組	17

III 農業保険

1 農業共済制度	18
2 農業経営収入保険制度	21

IV 農協等の検査

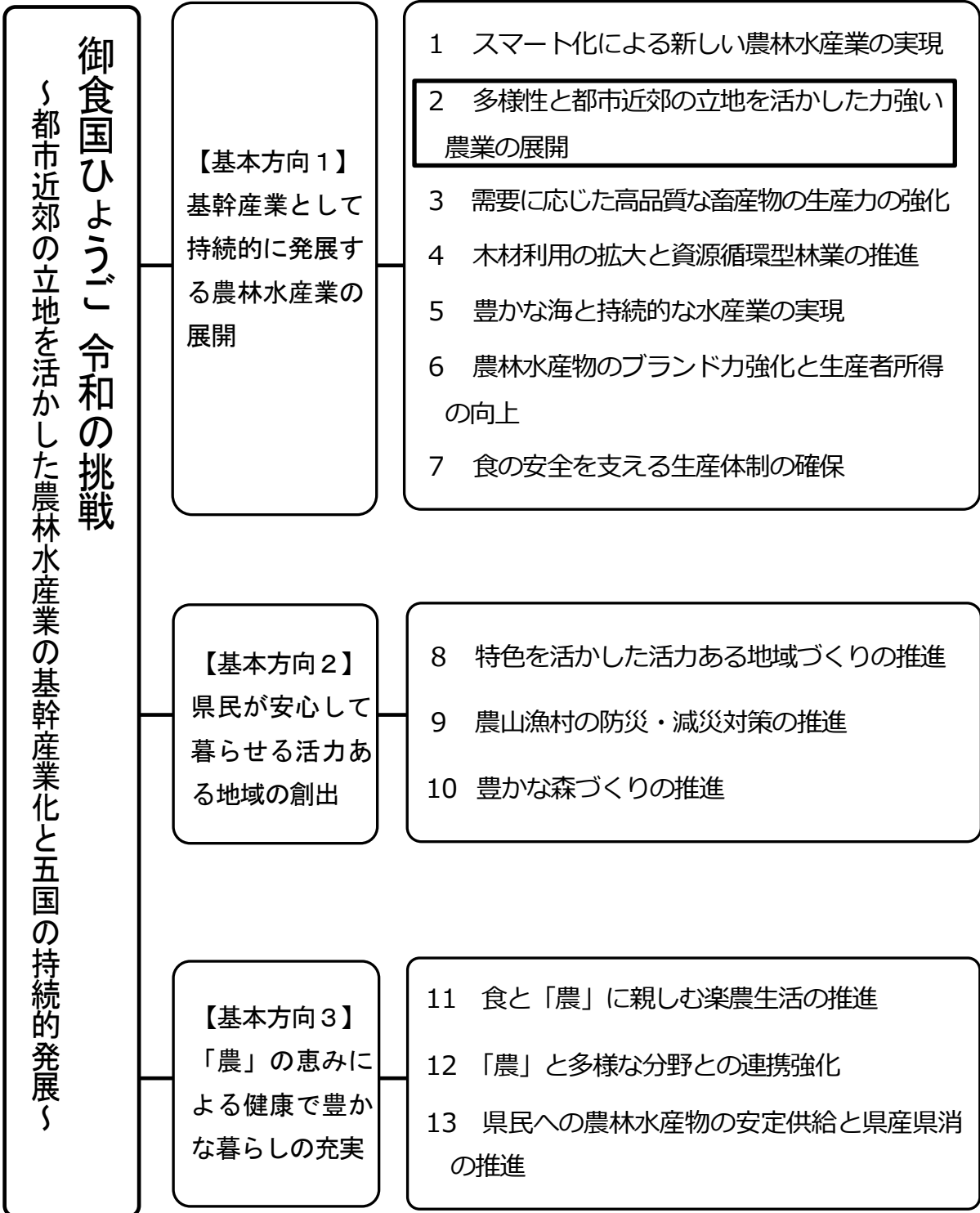
1 検査の目的及び方針	23
2 検査体系	23
3 検査の流れ	24
4 検査の概況(令和4年度)	24

ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

【基本方向】

【推進項目】



※ 2 は、本資料に掲載している施策項目

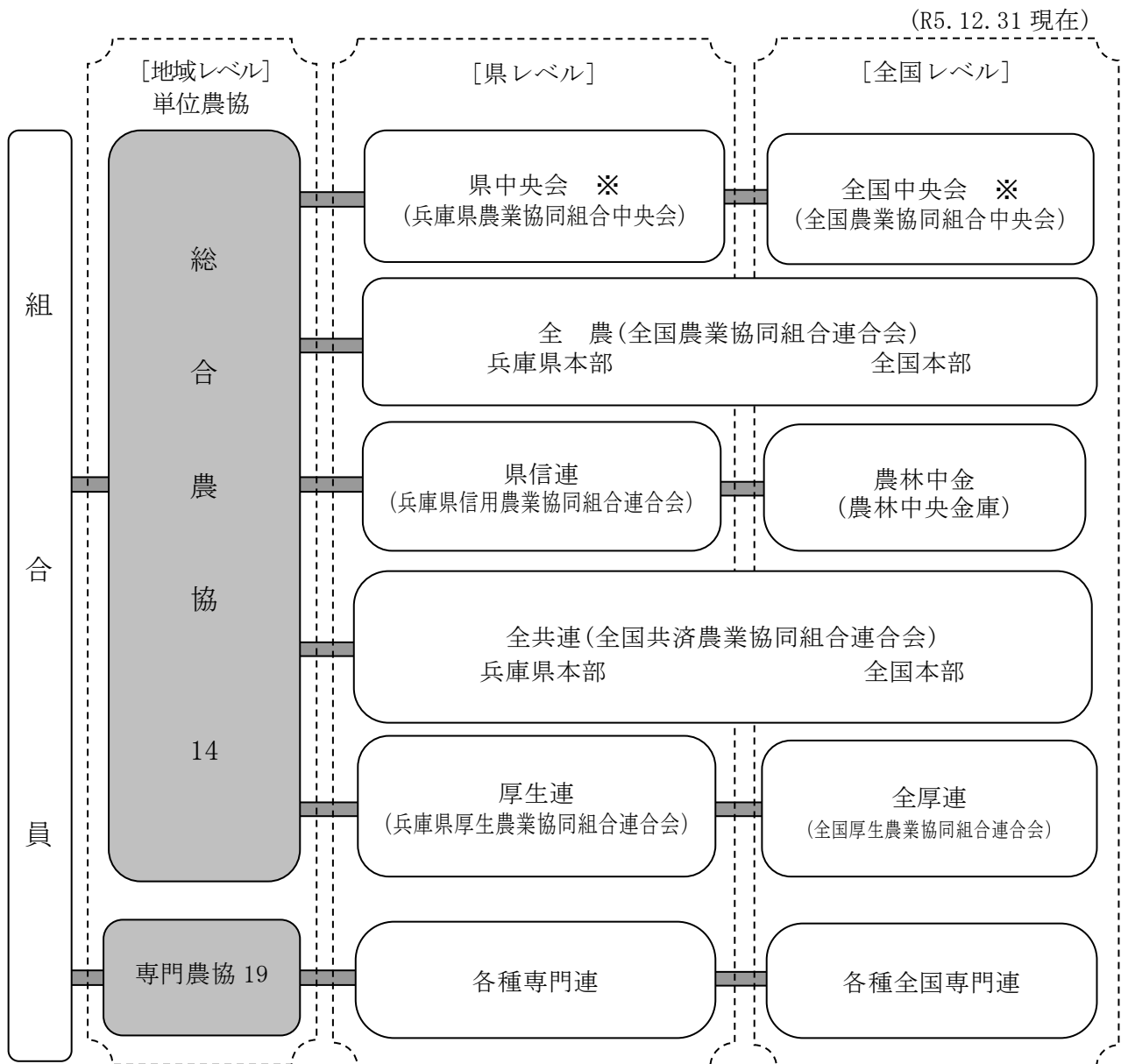
I 農協の運営指導

1 農業協同組合（農協）の組織

農協の系統組織は、農業協同組合法（農協法）に基づいて設立されており、農業者自身が組合員となっている自主的な協同組織である単位農協及びこの農協の事業活動をサポートする連合会で構成されている。

単位農協には、営農指導、経済、信用事業などを総合的に行う総合農協と、酪農・養鶏など特定の事業を中心に活動する専門農協がある。

図表1 農協系統組織



※改正農協法（平成 28 年 4 月施行）により、特別認可法人から、全国中央会は一般社団法人（令和元年 10 月）に、県中央会は農協法上の連合会（平成 31 年 4 月）に移行

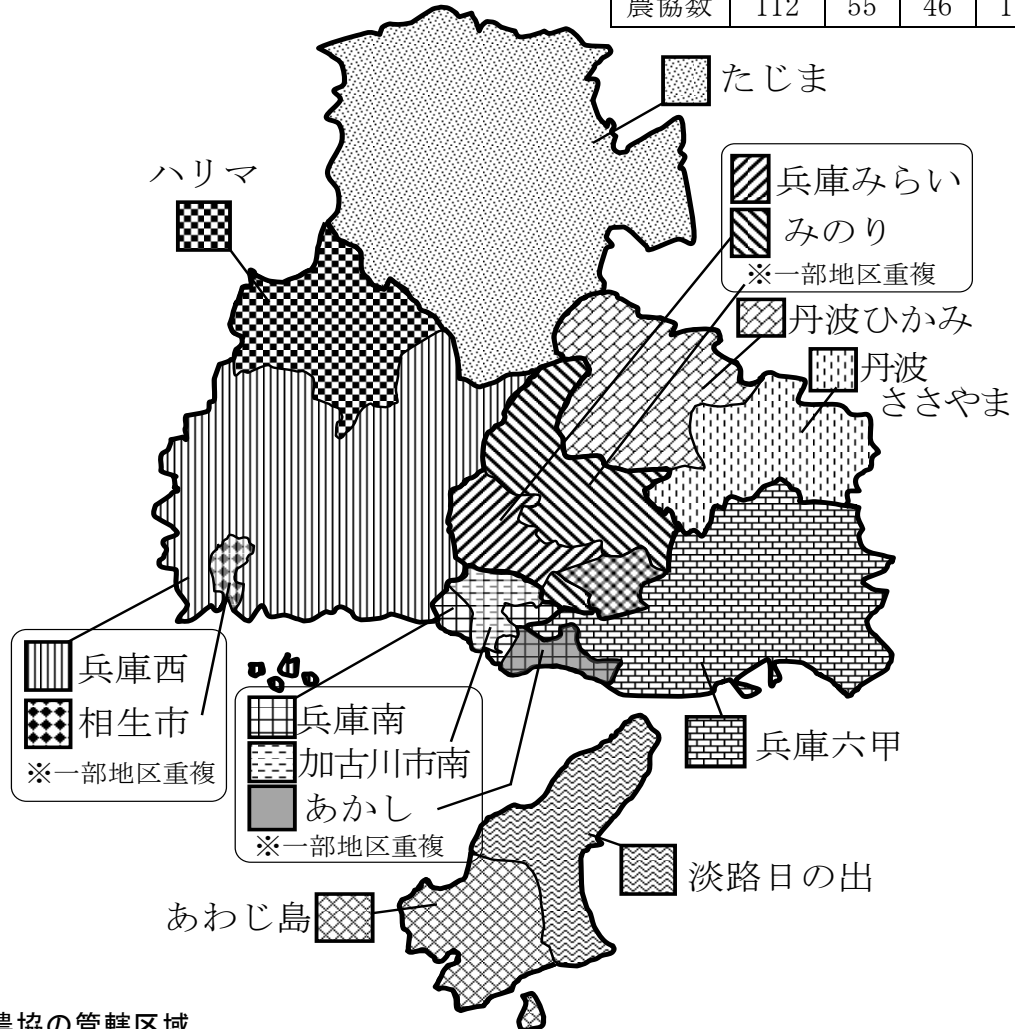
2 総合農協の概況

県内の総合農協は、組織経営基盤の強化、拡大を目指して合併を進め、現在は 14 農協となっている。

＜農協数の推移＞

図表2 総合農協分布

年度	H元	5	10	15	17～
農協数	112	55	46	15	14



図表3 各農協の管轄区域

組合名	兵庫六甲	あかし	兵庫南	加古川市南	兵庫みらい	みのり	兵庫西
区域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	明石市	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	加古川市	三木市、小野市、加西市	西脇市、三木市、加東市、多可町	姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、神崎郡、揖保郡、宍粟市、山崎町、赤穂郡、佐用郡

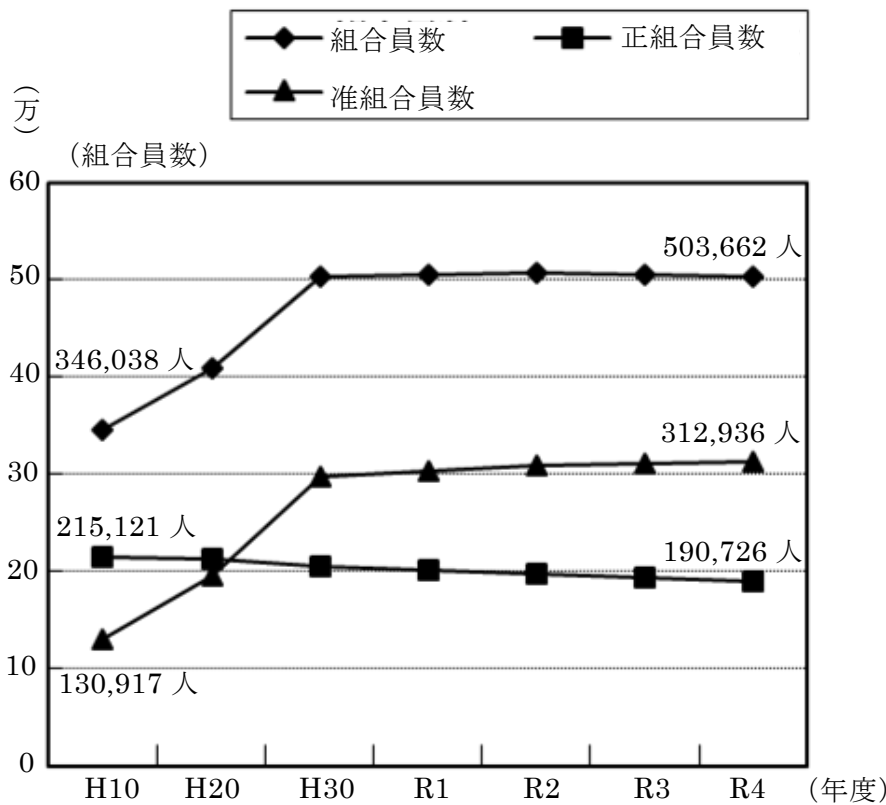
組合名	相生市	ハリマ	たじま	丹波ひかみ	丹波ささやま	淡路日の出	あわじ島
区域	相生市	宍粟市一宮町、波賀町、千種町	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡	丹波市	丹波篠山市	洲本市、淡路市	南あわじ市

※ 一部分は重複地域

(1) 組合員の状況

総組合員数は平成 30 年度までは増加傾向にあったが、近年はほぼ横ばいで推移し、令和 4 年度は令和 3 年度と比べて 946 人減少し、503,662 人となっている。組合員の内訳では、准組合員数は年々増加しており、平成 22 年度からは准組合員が正組合員を上回っている。

図表 4 正組合員・准組合員数の推移



正組合員

農業者等であることが条件であり、耕作面積や農業従事日数など農協ごとに定款で基準が定められている。

総会での議決権や役員の選挙権を有しており、農協の運営に関与できる。

准組合員

一定の出資金を払えば組合に加入でき、正組合員と同じように農協の事業を利用できるが、正組合員と異なり、総会での議決権や役員の選挙権を有していない。

図表 5 令和 4 年度末総合農協別組合員数内訳

(単位: 人)

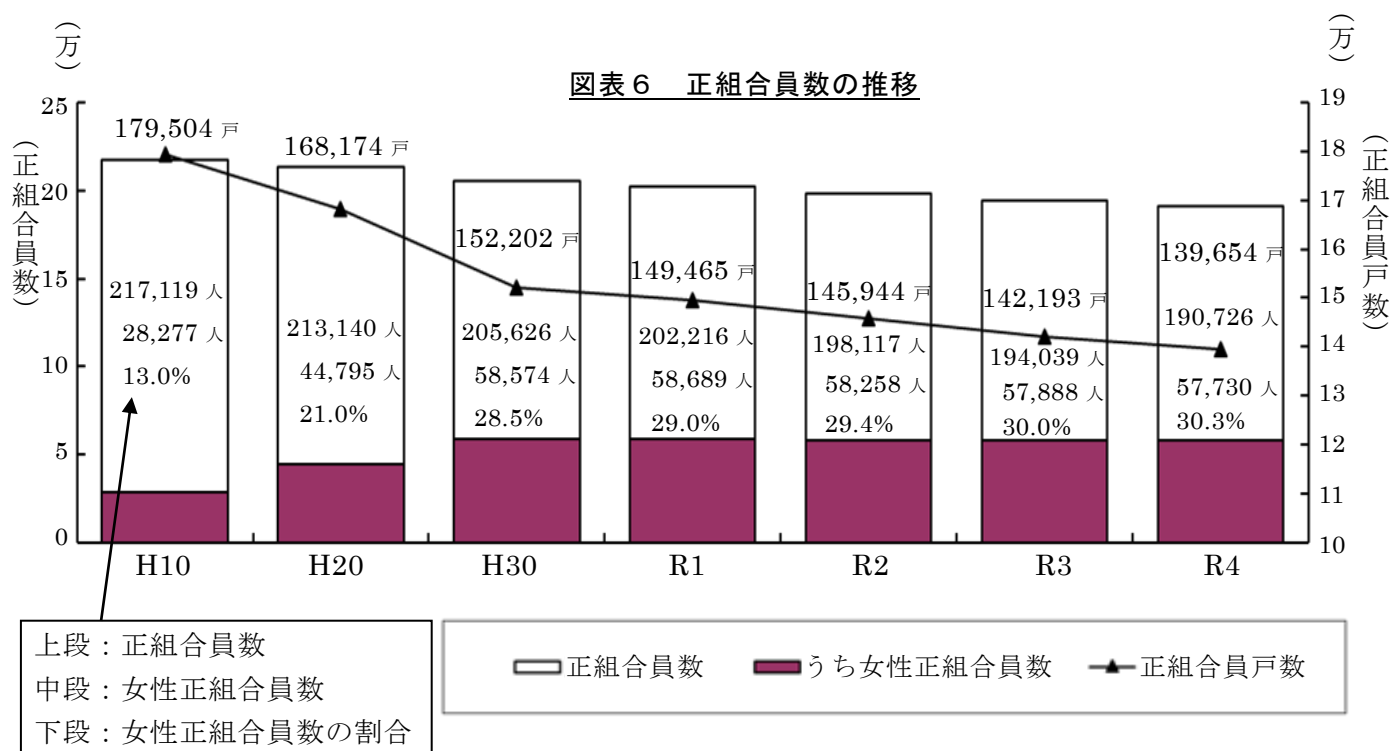
総合農協名	兵庫六甲	あかし	兵庫南	加古川市南	兵庫みらい	みのり	兵庫西
組合員	126,920	10,571	63,053	13,175	27,731	36,815	103,579
内訳	正組合員	30,099	1,381	13,982	1,865	15,286	46,188
	准組合員	96,821	9,190	49,071	11,310	12,445	57,391

相生市	ハリマ	たじま	丹波ひかみ	丹波ささやま	淡路日の出	あわじ島	合計
3,803	9,365	46,378	24,963	10,951	17,127	9,231	503,662
372	6,836	20,272	16,538	7,376	9,653	5,466	190,726
3,431	2,529	26,106	8,425	3,575	7,474	3,765	312,936

(2) 正組合員の状況

正組合員戸数は減少傾向にあるが、一戸複数組合員制の導入などにより正組合員総数は20万人前後で推移しており、令和4年度には190,726人となっている。

また、女性正組合員数の割合は令和4年度で30.3%と年々増加している。



(3) 役職員（女性役員、営農指導員）の状況

役員数は、近年横ばい傾向で推移している。女性役員数は増加してきたが、令和元年度以降は横ばいとなっている。

なお、より経営感覚に富んだ経営体制の確立が求められることから、『理事の過半数は、原則として認定農業者、認定農業者に準ずる者又は農畜産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者』とされている。

職員数全体は、業務の合理化推進などにより年々減少しているが、営農指導員については、営農指導機能の強化を通じて地域農業の振興に積極的に取り組むため、その人員確保に努めている。

図表7 役員及び職員数の推移

	H10	H20	H30	R1	R2	R3	R4
役員数 (人)	1,041	392	383	379	380	382	381
うち女性役員数 (人)	5	7	37	44	45	45	45
女性役員比率 (%)	0.5	1.8	9.7	11.6	11.8	11.8	11.8
職員数 (人)	8,670	6,713	5,950	5,815	5,671	5,639	5,479
うち営農指導員数 (人)	305	302	330	316	318	322	318
営農指導員比率 (%)	3.5	4.5	5.5	5.4	5.6	5.7	5.8

(4) 事業内容

農協は、農業生産力の増進及び農業者の経済的・社会的地位の向上を目指して、経営基盤の強化・安定を図りつつ、営農指導事業、経済事業、信用事業、共済事業など多様な事業を総合的に実施している。

とりわけ改正農協法では、農協は農業所得の増大に最大限の配慮をして事業に取り組むよう明記されるなど、営農指導機能等の一層の発揮が求められており、各農協では、産地育成や担い手支援、販売力強化に取り組んでいる。加えて、生活インフラ機能の提供や地域の活性化への貢献など、「地域創生」に積極的役割を果たすことも期待されている。

ア 営農指導事業

各農協では、「地域営農振興計画」（担い手育成、産地づくり、地産地消等の方針を盛り込んだ計画）に基づき、営農指導員を中心に、農業改良普及センターとの連携・協力のもと、個々の組合員農家や生産部会等の組合員組織に対して、技術力や経営力の向上、農産物の販売促進などの指導・助言を行っている。

また、特産品の振興や産地づくりを通じた担い手農家の経営改善・規模拡大に取り組んでいる。



黒大豆枝豆の生産拡大
(JA兵庫六甲)

【営農指導の主な取組内容】

- a 農産物の生産技術向上や、減・無農薬栽培など安全安心な農産物生産に向けた指導
- b 県施策と連携した新規就農者や担い手農家に対する経営支援、集落営農組織等に対する経営指導や法人化に向けた指導・助言
- c 市場出荷の動向把握と情報提供、販路開拓・販売促進への対応
- d 担い手農家に出向く担当者(愛称 TAC (タック))等の活動を通じた地域農業者との連携強化

図表8 特産品の振興・産地づくりの取組事例

農協名	作物	取組内容
兵庫六甲	黒大豆枝豆	R4に「第2期三田ピーンセンター」を整備し、選別処理能力を増強するとともに、洗浄・脱水・袋詰めなどを機械化。併せて圃場巡回による栽培指導を行い、生産振興に取り組む。(栽培面積 R3:45ha→R4:69ha)
みのり	たまねぎ	水稻の裏作として栽培でき、機械化しやすいことから、農業所得の増大に向け生産振興に取り組む。三木・別所地区では、R4に安定生産と次世代生産者の育成に向けた部会が発足。(栽培面積 R3:591a→R4:714a)
丹波 ささやま	デカンショ豆	丹波篠山市の特産物が集中する秋冬以外に農家収入が見込めるよう、圃場巡回による栽培指導や販路拡大を通じ、夏の特産物として生産振興に取り組む。(栽培面積 R3:385a→R4:555a)

取組事例1

<環境創造型農業・SDGsの推進（JA兵庫南）>

JA兵庫南では、特産である六条大麦のこれまでほぼ活用されていなかった茎の部分（麦わら）を、農福連携で福祉事業所に作業委託レストローとして商品化するほか、城崎町の伝統的工芸品である「城崎麦わら細工」の材料として提供している。また、稲美町や加古川農業改良普及センターと連携し、有機栽培米の生産に向けた実証試験を実施するなど、環境創造型農業の推進やSDGsの目標達成に向けた取組を進めている。

取組事例 2

<スマート農業の推進>

農家の高齢化や人手不足が深刻化する中、各JAにおいてスマート農業の普及に向けた取組が進んでいる。

- ・企業の画像 IoT・AI 技術を活用した「山田錦」の生育評価 (兵庫六甲)
- ・ヘリやドローンを用いた黒大豆防除の検証 (兵庫西)
- ・スマート農機の共同利用試験 (たじま)
- ・高校生に農業の進化を伝え、興味を持ってもらうための出前授業・実演 (丹波ささやま)



ドローンによる空撮(山田錦の生育評価に活用)
(JA兵庫六甲)

イ 経済事業

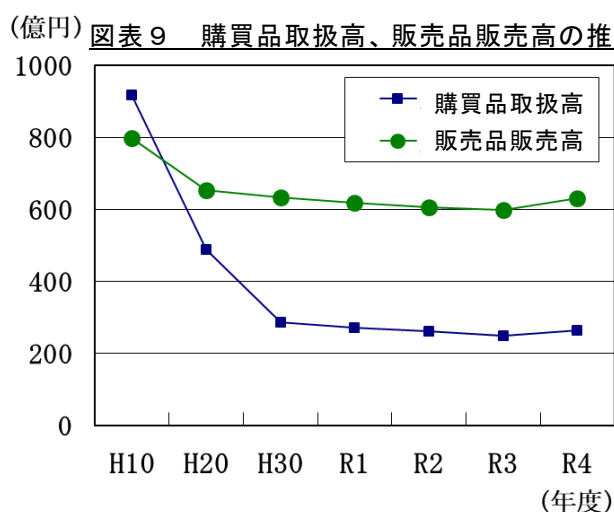
(ア) 購買事業

肥料・農薬などの生産資材や暮らしに必要な生活物資を農協が共同購入して組合員に安く安定的に供給している。

生産資材は、近年、全農が肥料の銘柄集約やジェネリック農薬の開発・販売などの自己改革に取り組み、組合員のコスト低減を図っている。

一方、生活物資は、量販店やコンビニの郊外進出、家庭用燃料の民間移譲などにより取扱高は年々減少している。
《令和4年度購買品取扱高：264 億円》

図表9 購買品取扱高、販売品販売高の推移



(イ) 販売事業

組合員が生産した農産物を農協が共同集荷・販売する事業で、近年、農産物直売所で青果物などの販売が堅調であることから、全体としては600億円前後の販売高で推移している。

《令和4年度販売品販売高：630 億円》



直売所「かさい愛菜館」(JA兵庫みらい)

(ウ) その他

加工事業(精米、漬物、食肉加工など組合員が生産した農畜産物の加工)や共同利用事業(カントリーエレベーター、育苗施設などの施設を設置して共同利用に供する事業)などを行っている。



赤穂ライスセンター(JA兵庫西)

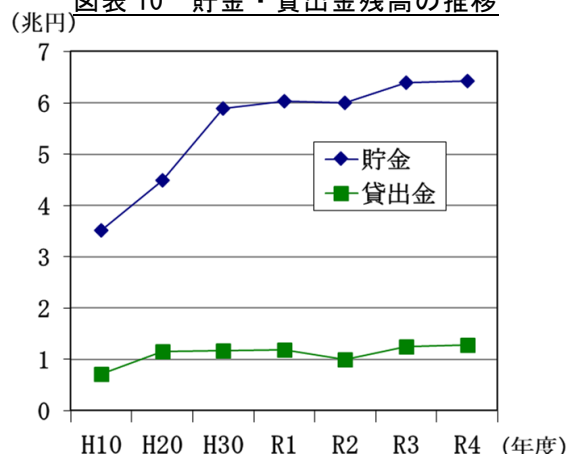
ウ 信用事業

組合員から貯金を預かる一方、それを原資として組合員の生活資金や営農資金の貸付を行っている。貯金残高は年々増加傾向にあり、貸出金残高は近年横ばいで推移している。

《令和4年度貯金残高：6兆4,200億円》

《令和4年度貸出金残高：1兆2,800億円》

図表10 貯金・貸出金残高の推移



エ 共済事業

組合員の不慮の事故に対応するため、生命、建物、自動車等の共済業務を行い、相互扶助の理念のもと、組合員の生活設計に応じた保障の提供に努めている。

オ 生活関連事業

市町と連携して、町ぐるみ健診、健診結果に基づく保健・栄養指導や健康増進教室を開催し、組合員の健康の維持・向上に努めているほか、介護福祉事業や高齢者生活支援事業、学童保育事業など地域のセーフティネットの役割を担っている農協もある。

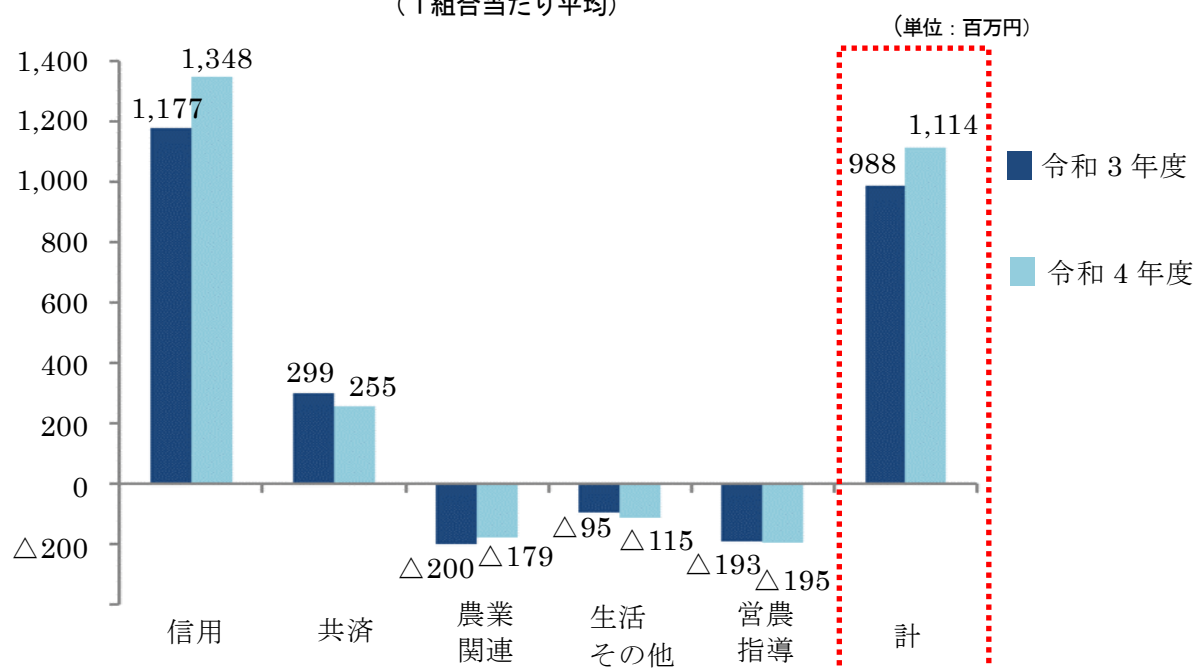
(5) 農協の部門別損益等の状況

農協は、農産物の販売等の経済事業を適切に行い、組合員の農業所得を向上させていくことが最大の使命である。

県内の農協は、信用・共済事業が黒字である一方、経済事業等が赤字となっており、県としても農協が経済事業等の改善に向けた努力を怠らないよう、販売力の向上など農業経営支援機能の強化や赤字額の縮減を指導している。

図表11 県内農協の部門別損益〔経常損益ベース〕

(1組合当たり平均)



3 農協に対する県の指導・監督及び支援

農協は、農業者の自主的な協同組織であり、本来、自己責任の原則に則った経営判断に基づき運営するものであるが、設立目的や事業の公共性の高さから、その事業運営は農協法等の法令により規制されている。

このため、県では、農協が法令等を遵守しながら強固な経営基盤の確立と健全経営を行うとともに、営農指導の充実等組合員ニーズに的確に対応し得るよう、各種報告の徴求や農協幹部との対話を通じ、県中央会等の農協系統組織や関係機関と連携を図りながら、指導・監督及び支援を行っている。



農協幹部との対話

(1) 健全経営の確保に向けた指導・監督

法令等の厳格な遵守、適切な経営管理態勢や業務執行態勢の整備及び財務の健全性の維持・向上を図るための指導・監督を行っている。

指導・監督の中で得られた課題は、農協検査に活かすとともに、検査で把握した問題点の改善状況を指導・監督を通じてフォローアップするなど、「指導・監督」と「検査」を一体的に実施し、実効性の高い指導・監督の実現に努めている。

ア 経営管理体制の確立

(ア) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等の整備・強化

法令の規定に基づく定款・規程の変更等の認可・承認や各種調査・報告の徴求を通じて、法令等遵守態勢や経営管理態勢が適正に機能しているかの把握及び整備・強化に係る指導・監督を行っている。

(イ) 内部けん制機能の充実・強化

不祥事件や各種法令違反の未然防止・早期発見を図るため、組織内部の自己検査体制や内部監査の実施状況を確認するなどにより、内部けん制機能の充実・強化を指導している。

(ウ) 業務執行態勢の確立

農協の全役職員が、農協法をはじめ業務に関係する各種法令の正しい理解のもとに、組織として適切な事業運営ができるよう、関係法令・事務処理マニュアル等の周知徹底や業務執行態勢の明確化等を図るよう指導している。

イ 財務の健全性確保

自己資本比率、農協法等開示債権比率、員外利用の状況等に関するデータを定期的に把握し、それらの分析を通じてリスク管理態勢や財務の健全性が十分に確保されているかを確認し、早期の経営改善を促す指導・監督を行っている。

(2) 営農指導事業及び経済事業の充実・強化への支援

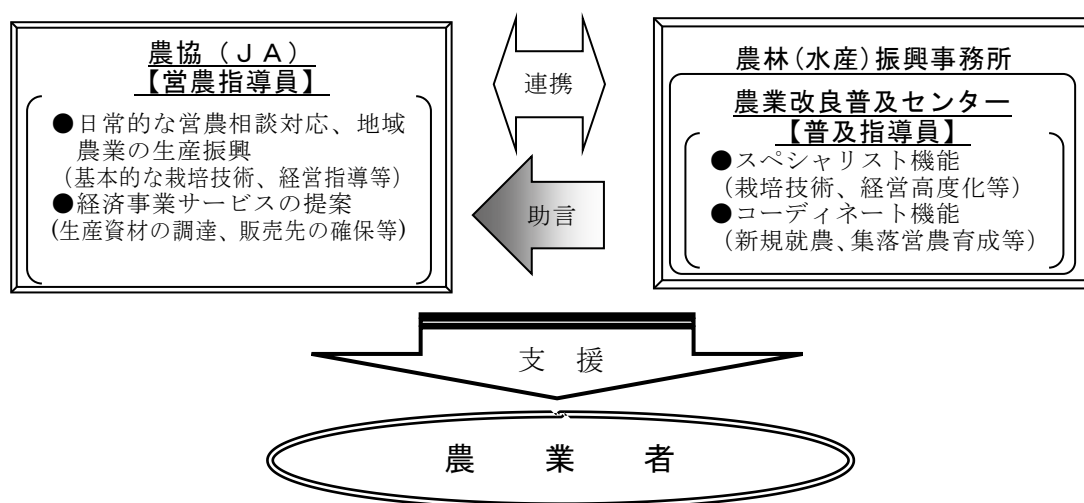
農協と農林（水産）振興事務所・農業改良普及センター・市町などで構成する地域営農振興協議会や、農協幹部との意見交換会の開催などを通じて、地域の課題や施策の方向性を共有し、産地育成に向けた優良事例が各地で展開できるよう営農指導事業及び経済事業の充実・強化に向けた支援を行っている。

ア 県行政と農協の営農・経済部門との連携強化

農林(水産)振興事務所・農業改良普及センターを中心に、農協の「地域営農振興計画」の策定・実践に当たり、取り組むべき課題や方策への指導・助言を行っている。

営農指導の現場では、農協の営農指導員と農業改良普及センターの普及指導員が十分に連携しながら、農業者の技術指導や経営指導に当たっている。

また、県行政と農協とは、農業施設貸与事業や農地の有効活用に向けた取組をはじめとした各種施策を通じての連携が図られている。



イ 営農指導員の資質向上等

農協の営農指導機能の充実・強化に向けて、営農指導員の確保を指導するとともに、県中央会等と連携して実施する営農指導員養成研修等による知識・技能習得や、営農指導員による成果発表会等の相互研鑽を通じ、営農指導員の資質向上を支援している。



J A 営農指導員による成果発表会

II 農業金融

1 農業制度資金の種類

農業制度資金には、認定農業者等の担い手向け資金と、担い手以外も含めた農業者向け資金がある。

担い手向け資金は、スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、農業近代化資金、スーパーS資金（農業経営改善促進資金）で、経営意欲と能力のある担い手が経営改善を図る場合に利用できる資金である。

また、それらを補完する形で、担い手以外も含めた農業者全般の幅広いニーズに対応するため、県独自の美しい村づくり資金を設けている。

図表12 主な農業制度資金

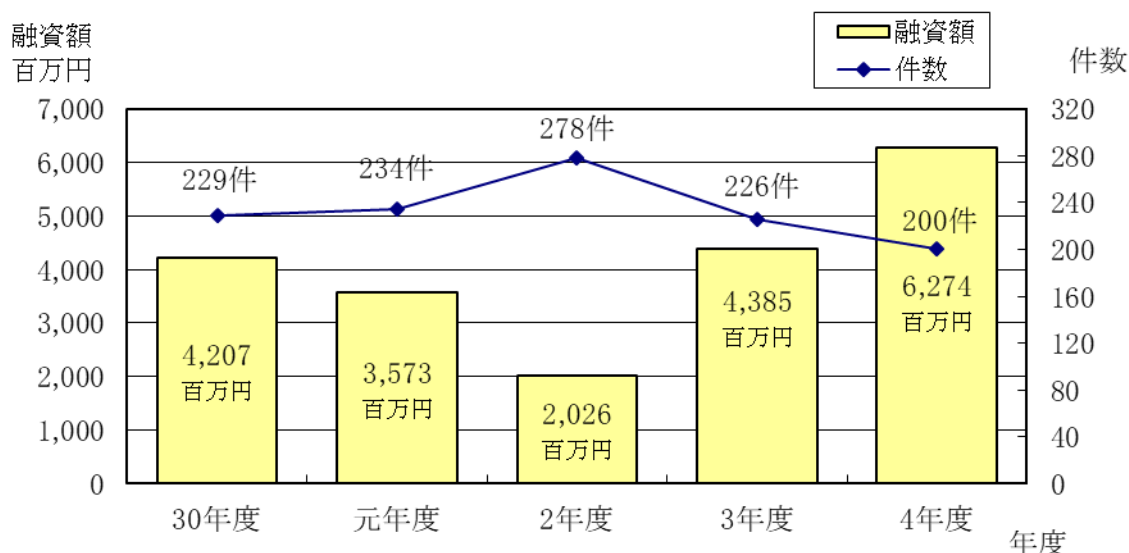
資金名 (主な貸付機関)	貸付対象	資金用途等	県の支援内容等
スーパーL資金 (日本政策金融公庫)	認定 農業者	比較的大規模な設備資金・長期運転 資金	県・市町協調しての 利子助成
農業近代化資金 (JA系統等)	認定 農業者等	農業経営の改善(近代化)に資する 比較的小規模の設備資金	利子補給
スーパーS資金 (JA系統等)	認定 農業者	短期運転資金	貸付原資に対し、国・ 県で利子助成
美しい村づくり資金 (JA系統等)	農業者 全般	農業生産の基盤強化、営農活動継続、 災害復旧、食の安全等の確保、市民農 園の整備等に必要な設備・運転資金	利子補給

2 融資実績

本県における近年の農業制度資金を取り巻く環境は、農業者の高齢化等による投資意欲の減退や、市中金利の低下による農業制度資金の金利面での有利性の希薄化といった状況にある。

一方、認定農業者を中心に、大規模な設備投資等に伴う資金需要も存在しており、全体の融資実績としては、大口の融資案件に左右されつつ、推移している。

図表13 全体融資状況（年度別）



3 主な農業制度資金の概要

(1) スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

日本政策金融公庫が、認定農業者に対し、農業経営改善計画(※)の達成に必要な長期資金を融資する制度資金であり、施設・機械の取得等に幅広く利用でき、大口の資金需要にも対応している。（※農業者が効率的・安定的な経営を目指し策定し市町が審査・認定）

令和4年度の融資額は、肥育牛購入等にかかる大型案件もありこれまでの最高額に近い実績となった。なお、令和5年度は、コンバイン等の農機具購入等の貸付案件が多いが肥育牛購入等の大型案件もあり、融資額は前年並となっている。

a 貸付対象者	認定農業者
b 貸付機関	日本政策金融公庫
c 資金用途	施設・機械等の取得、飼料・肥料等長期運転資金、家畜購入 等
d 貸付限度額	個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認30億円）
e 償還期限	25年以内（据置期間 10年以内）
f 貸付金利	0.60%～1.00%（償還期間により異なる）（R6.1.18現在）
g 県の支援	貸付金利が0.5%を上回る場合、上回った分を県・市町協調しての 利子助成（当初15年間。市町あわせて最大0.5%助成） ※国の当初5年間の無利子化措置が講じられた案件は、5年目以降助成

図表14 スーパーL資金融資状況（年度別）

（単位:百万円）

（枠内）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	97	107	81	82	86
融資額	3,679	3,141	1,399	3,655	5,839

(2) 農業近代化資金

J A系統等民間金融機関が、認定農業者等の担い手に対し、農舎、ハウス、農機具、家畜の購入等、農業経営の改善（近代化）に資する資金を融資する制度資金である。

令和4年度の実績は、トラクター・コンバイン等の農機具取得が、件数・金額とも全体のほとんどを占めている。なお、令和5年度も同様の傾向となっている。

a 貸付対象者	認定農業者、主業農家等の担い手、集落営農組織、農協等
b 貸付機関	J A系統等民間金融機関
c 資金用途	農舎・農機具等の改良・復旧・取得 等
d 貸付限度額	個人1,800万円（特認2億円）、法人等2億円、農協等15億円
e 償還期限	7～20年以内（据置期間 2～7年以内）
f 貸付金利	1.00%（R6.1.18現在）
g 県の支援	国が定める利子補給率に基づき、融資機関に対し利子補給 （利子補給率：貸付対象者が農業者の場合1.25%〔R6.1.18現在〕）

図表15 農業近代化資金融資状況（年度別）

（単位:百万円）

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	119	118	145	94	93
融資額	436	339	357	384	300

(3) スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

J A系統等民間金融機関が、認定農業者に対し、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金を融資する制度資金である。

融資機関は、兵庫県農業信用基金協会が造成した低利預託基金を貸付原資の一部として協調融資を行っている。

- a 貸付対象者 認定農業者
- b 貸付機関 J A系統等民間金融機関
- c 資金使途 種苗代、肥料代、飼料代等短期運転資金
- d 貸付限度額 個人500万円、法人2,000万円
(畜産経営、施設園芸経営を含む場合、個人2,000万円、法人8,000万円)
- e 償還期限 1年以内
- f 貸付金利 1.5% (R6. 1. 18現在)
- g 県の支援 基金協会がこの基金の造成のため資金を借り入れる際、国と連携して利子助成

図表16 スーパーS（農業経営改善促進資金）融資状況(年度別)

(単位:百万円)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	10	9	8	8	9
融資額	78	93	78	82	81

(4) 美しい村づくり資金

J A系統等民間金融機関が、担い手以外を含めた農業者全般に対し、農業生産の基盤整備、営農活動の支援、災害復旧など、農業者の幅広いニーズに対応する資金を融資する本県独自の制度資金である。

令和2年度以降、大半が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者への運転資金の貸付となっている。

- a 貸付対象者 農業者、農業者の組織する団体
- b 貸付機関 J A系統等民間金融機関
- c 資金使途 農舎・農機具等の改良・復旧・取得、被災農家の経営維持等に必要な資金等
- d 貸付限度額 個人500～1,000万円、法人等1,000～2,000万円
※農機等の取得、肥料・農薬等の購入、災害など、用途により設定
- e 償還期限 5～15年以内 (据置期間1～2年以内)
- f 貸付金利 0.5%～1.0% (R6. 1. 18現在)
- g 県の支援 近代化資金の枠組みを活用し、同資金と貸付金利が同一となるよう、融資機関の協力(0.5%)のもと、利子補給を実施。
利子補給率は0.75% (R6. 1. 18現在)

図表17 美しい村づくり資金融資状況(年度別)

(単位:百万円)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	4	0	44 (42)	42 (40)	11 (11)
融資額	14	0	192 (187)	264 (257)	44 (44)

※ () は新型コロナ対応分で内数

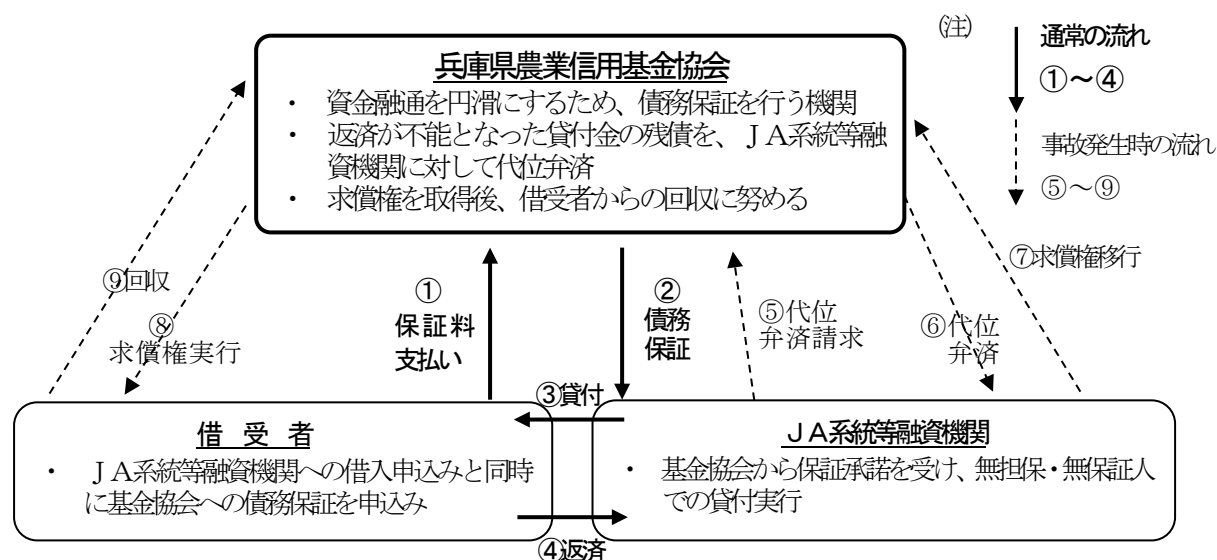
図表18 【令和5年度 新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等に伴う影響に係る緊急対策】

区分	災害資金	
	通常	新型コロナ又は原油価格・物価高騰等
貸付限度額	個人500万円、法人1,000万円	個人1,000万円、法人2,000万円
融資対象額	事業費の80%	事業費の100%
償還期間(据置期間)	5年以内(1年以内)	7年以内(2年以内)
利子補給率(負担割合)	県 0.625%(1/2) 市町0.625%(1/2)	県 0.965%(追加分2/3) 市町0.785%(追加分1/3)
貸付利率	0.5%	当初3年間無利子(追加利子補給)

4 兵庫県農業信用基金協会の債務保証

農業者が、農業近代化資金等のJA系統等が融資する資金を借り受ける場合、兵庫県農業信用基金協会の債務保証を利用することで、無担保・無保証人で融資を受けることができる。この仕組みにより、資金の円滑な融通が図られている。

図表19 債務保証の仕組み



(無担保・無保証人での保証限度額)

区分	一般の農業者	認定農業者
個人	3,000万円	3,600万円
法人	6,000万円	7,200万円

5 県の取組

県では、次のような取組により、農業者に対する金融面からの支援の円滑化、災害時等での機動的な対応に努めている。

(1) 融資枠の一元化

突発的な資金需要に円滑に対応するため、県が支援する融資枠を一元化し、総額36.5億円の中で柔軟に融資を実行している。

(2) 関係機関との連携強化

農業者の経営状況や資金使途に応じて最も有利な資金を提案できるよう、関係機関と連携しつつ、以下のような機会を捉え、制度の積極的なPRと制度への理解を深めている。

ア 県農業信用基金協会や県信用農業協同組合連合会と連携して、農協の営農・金融担当者等を対象とした説明会の開催

イ 案内リーフレットの作成、県ホームページでの紹介

(3) 天災等により被害を受けた農業者等への機動的な支援

現在、新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者への災害資金の貸付を行っている。

Ⅲ 農 業 保 険

1 農業共済制度

農業共済制度は、天候不順や病虫害など自然災害等による農作物の収穫量減少等の損失を補填することにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業保険法に基づき運営されている公的保険制度である。

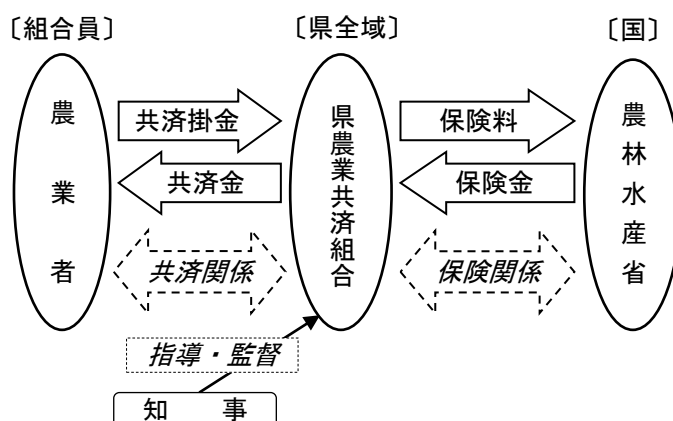
(1) 仕組み

農業者が共済掛金を出し合って財源を造成し、災害時にはその財源を活用し、被災農業者に共済金を支払う制度で、国が、掛金の約1/2を負担している。

大災害発生時など多額の共済金が必要となる事態に備え、危険分散を図るため、制度運営は、2段階制（農業共済組合（県段階）及び農林水産省（全国段階））で行われている。

県は、適正な制度運営が行われるよう、農業共済組合の指導・監督を行っている。

図表 20 共済制度の仕組み



(2) 実施主体

兵庫県農業共済組合（本所、19 事務所、7 家畜診療所）

(3) 県内で実施している事業の種類

県内では、自然災害による収量減少等を対象として、次の6種類の事業を実施している。

図表 21 制度の対象品目

事業の種類	制度の対象となっている作物等（共済目的）
① 農作物共済	水稻、麦
② 家畜共済	牛、子牛、種豚、肉豚
③ 果樹共済	なし（梨）
④ 畑作物共済	大豆、そば
⑤ 園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物、撤去費用）
⑥ 任意共済	建物、農機具、保管中農産物

(4) 令和4年度事業実績

ア 共済引受状況

農業経営収入保険へ移行する農業者もあり、水稻・麦、なし、大豆共済において引受率が低下傾向にある。

家畜の不慮の事故に対応する家畜共済（乳用牛、肉用牛等）は、農業者の経営の安定に重要な役割を果たしており、引受率は高位となっている。

関係機関との連携により有資格農家を把握し、未加入農家への戸別訪問に努めた結果、そば、園芸施設、任意共済（建物・農機具）において引受率は増加した。

図表 22 引受率の状況 (単位：%)

共済目的	R3	R4	共済目的	R3	R4
水 稲	73.8 (78.0)	70.6 (77.6)	大 豆	31.8 (39.4)	30.7 (43.2)
麦	81.0 (93.5)	71.5 (89.9)	そ ば	26.6 (52.9)	32.9 (55.7)
牛(死廃共済)	92.8	94.3	園 芸 施 設	46.2	47.9
牛(病傷共済)	86.5	88.8	建 物	67.8	71.1
なし(梨)	12.8 (31.5)	11.5 (51.6)	農 機 具	18.0	19.0

※1 引受率は、牛は頭数、園芸施設は戸数、建物は棟数、農機具は台数、その他は面積ベース。

2 カッコ内は、農業経営収入保険への加入を含めた農業保険加入率。

イ 共済事故状況（共済金支払状況）

全体としては、毎年約 23～25 億円で推移している。

令和4年度「水稻・麦」では、大雨による倒伏や病虫害・獣害の発生が見られたが、軽微な被害にとどまり、共済金支払額は前年度の 1/2 以下となった。

また、「園芸施設」は、9月の台風による強風等被害に加え1月下旬の寒波により施設が倒壊し、さらに、一部ハウスでは施設内農作物に病虫害が発生し、被害棟数は前年の2倍以上となった。

図表 23 支払共済金の状況

(単位：百万円)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
支払共済金	2,515	2,429	2,370	2,577	2,390

図表24 令和4年度(産)農業共済事業実施状況

区分	引受状況						事故状況				
	引受数量		共済金額		共済掛金		支払対象	支払共済金			
		前年比(%)	(千円)	前年比(%)	(千円)	うち農家負担		(千円)	前年比(%)		
農作物	水 稲	2,434,613 a	92.1%	17,201,605	107.3%	34,203	17,110	17,845 a	36,658	44.8%	
	麦	170,247 a	96.9%	340,197	115.5%	22,135	10,490	18,569 a	5,793	49.2%	
	計	2,604,860 a	92.4%	17,541,802	107.5%	56,338	27,600	36,414 a	42,451	45.4%	
家畜	死 廃	乳用牛	17,799 頭	94.8%	4,924,655	91.0%	334,101	176,787	1,781 頭	333,518	95.3%
		肉用牛	84,751 頭	103.7%	28,824,404	96.3%	707,562	393,624	3,467 頭	712,131	88.9%
		豚	897 頭	78.7%	6,821	81.8%	304	225	69 頭	428	123.0%
		小 計	103,447 頭	101.8%	33,755,880	95.5%	1,041,967	570,636	5,317 頭	1,046,077	90.9%
	病 傷	乳用牛	11,574 頭	98.4%	277,493	92.4%	169,528	94,514	16,757 件	203,373	88.7%
		肉用牛	49,774 頭	103.3%	677,728	98.7%	322,707	199,733	42,971 件	492,036	97.4%
		豚	76 頭	96.2%	110	122.2%	37	24	7 件	24	48.0%
		小 計	61,424 頭	102.3%	955,331	96.7%	492,272	294,271	59,735 件	695,433	94.7%
	計	—	—	34,711,211	95.6%	1,534,239	864,907	—	1,741,510	92.4%	
	果 樹	な し	677 a	89.3%	19,398	93.2%	678	339	0 a	0	0.0%
畑作物	大 豆	73,119 a	100.9%	287,717	109.6%	21,319	9,594	19,027 a	28,639	100.4%	
	そ ば	6,458 a	120.7%	6,024	139.0%	896	403	2,808 a	797	79.5%	
	計	79,577 a	102.3%	293,741	110.0%	22,215	9,997	21,835 a	29,436	99.7%	
園芸施設		3,787 棟	105.3%	5,976,275	114.6%	58,794	31,126	269 棟	25,178	198.1%	
任 意	建 物	139,262 棟	97.9%	1,774,768,890	98.3%	867,537	867,537	599 棟	464,694	105.9%	
	農 機 具	18,455 台	100.3%	44,416,010	102.5%	106,509	106,509	778 台	86,605	75.2%	
	保 管 中 農 産 物	1 口	25.0%	1,000	25.0%	5	5	0 件	0	—	
	計	—	—	1,819,185,900	98.4%	974,051	974,051	—	551,299	99.5%	
合 計		—	—	1,877,728,327	98.5%	2,646,315	1,908,020	—	2,389,874	92.7%	

(5) 野生動物被害補償事業

イノシシ・シカなどの野生動物被害に対する損失補填に加え、営農意欲の減退を防ぐため、水稲共済を補完する本県独自の制度を平成14年度から実施している。

令和4年度は、被害面積の減少により、補償額が減少した。

- ア 補償内容 収穫量が1割以上減少した場合、1割超2割以下の減収量を補償
(2割以上の減収量は、農業共済制度で補償)
- イ 実施主体 兵庫県農業共済組合
- ウ 負担区分 県1/2、JA系統1/4、農業者1/4
- エ 補償額 R4年度：3,641千円 (R3年度：13,351千円)

(6) 農業共済組合への検査及び指導

県は、農業保険法に基づき農業共済事業の適正な運営が図られるよう、農業共済組合の業務及び会計の状況について常例検査を実施している。

また、農業者のセーフティネットの充実を図るため、組合に対し、農業者への戸別訪問など、制度の普及啓発と加入促進を指導している。

さらに、引受の拡大、損害評価の適正実施等に向けた講習会に対する補助や、業務運営に関するヒアリング等を通じて、組合の業務管理態勢の充実・強化等が図られるよう指導・支援を行っている。

図表 25 令和4年度常例検査の実施結果（指摘事項）の状況

区分	件数	区分	件数
ガバナンス	1	損害評価	0
法令等遵守	0	財務管理	1
加入者保護	0	事務管理	3
引受事務	1	計	6

2 農業経営収入保険制度

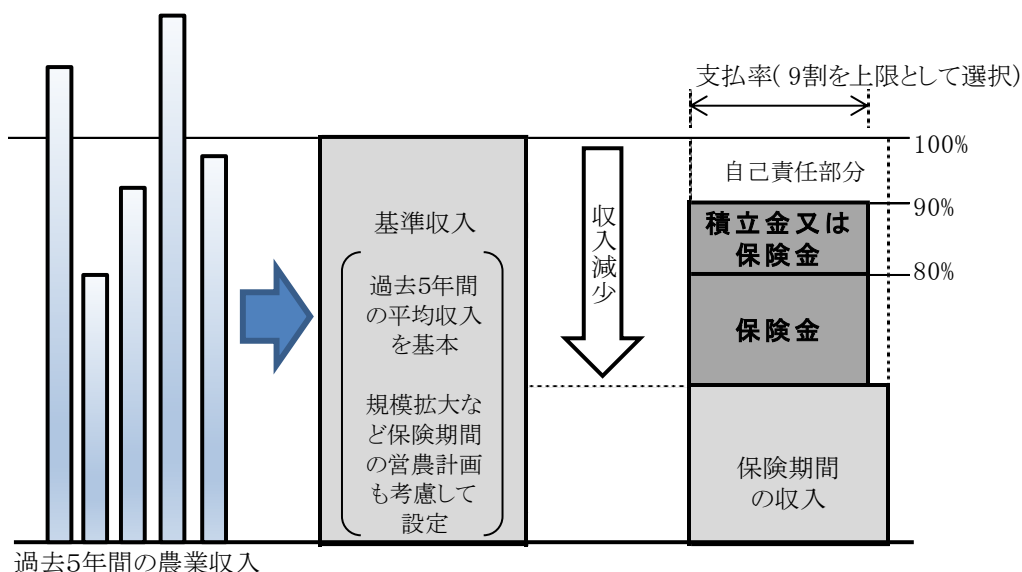
様々なリスクによる収入減少に備え、農業者の経営安定に万全を期す観点から、農林水産省は、オールリスクに対応する収入保険制度への加入を推進している。

県は、普及指導員から農家への声かけ、県単独補助事業での農業保険の加入等要件化、県主催行事での制度PR機会の提供などにより、農業共済組合の加入推進の取組を指導・支援している。

(1) 制度の概要

- ア 対象者 青色申告をしている農業者（法人・個人）
ただし、農業共済、ナラシ対策等の類似制度を利用していないこと
- イ 補填対象 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償
- ウ 実施主体 全国農業共済組合連合会
農業共済組合が引受、保険料等の徴収、保険金の支払等の業務を受託
- エ 県の役割 組合への加入推進の働き掛け、受託業務の適正執行に係る指導

図表 26 収入保険制度の仕組み



【つなぎ融資】 保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、保険金等の実質前払いに当たる無利子のつなぎ融資（保険金等支払見込の8割上限）を利用可能

(2) 事業実績

ア 加入状況

令和4年度は、新規加入 313 件、継続加入 480 件の合計 793 件の加入となった。経営形態別では、個人 668 件、法人 125 件であり、野菜又は水稲を中心に栽培する農業者が約8割を占めた。

図表 27 収入保険の加入状況

区分	R 2	R 3	R 4
加入実績 (件)	326	494	793

イ 事故状況（保険金等支払状況）

令和4年度は、農産物の価格低下、気象上の原因や病害虫・獣害等による収穫量の減少、加入者自身のケガや病気による販売金額の減少などを原因として、118 件・約 3 億 3,200 万円の保険金等を支払った。

図表 28 保険金支払い状況

区分	R 2	R 3	R 4
支払件数 (件)	51	92	118
支払金額 (千円)	108,470	185,654	331,995

IV 農 協 等 の 検 査

1 検査の目的及び方針

(1) 検査の目的

農協、森林組合及び水産業協同組合に対する検査は、それぞれ農業協同組合法第94条、森林組合法第111条及び水産業協同組合法第123条の規定に基づく検査を通じて、組合の自主運営を基本としつつ、「合法性」「合理性」「合目的性」の観点から組合の業務及び会計の状況を把握し、検証することにより、組合の適正な事業運営を促進することを目的としている。

(2) 検査方針

社会情勢等も踏まえつつ、毎年度検査方針を定め、これに基づき検査を実施している。

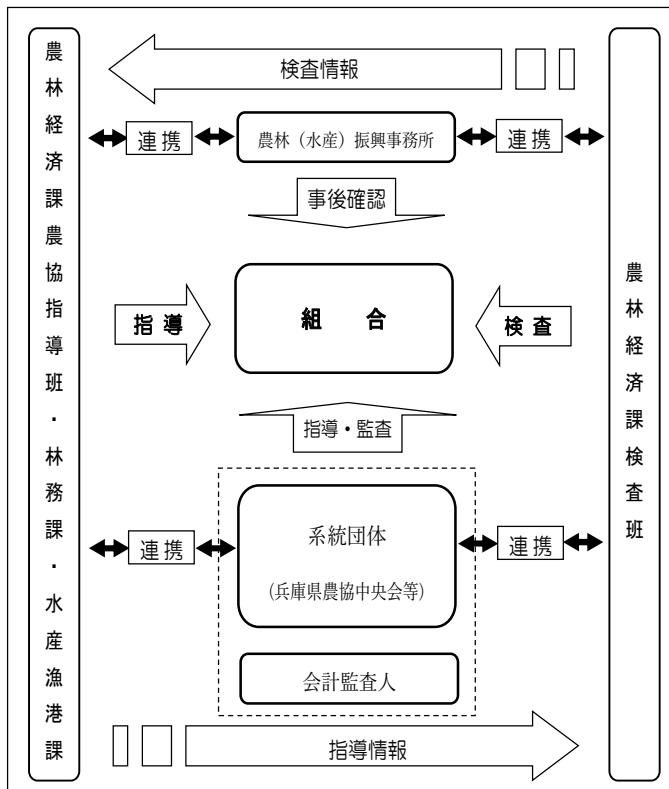
【令和5年度検査方針】

- ①社会情勢の変化を的確に踏まえた検査
- ②重要なリスクに焦点を当てたメリハリある検査
- ③問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

2 検査体系

「予備（現物）検査（*1）の実施」「公認会計士（*2）の活用」「指摘事項の事後確認」によって検査の充実・強化を図るとともに、指導部局（農林経済課農協指導班・林務課・水産漁港課）、兵庫県農協中央会（*3）等との連携や会計監査人（*4）監査結果の活用に努めるなど、効率的かつ効果的な検査を実施している。

図表 29 検査・指導の体系図



(*1)予備(現物)検査

検査当日における現金、預金及び外部出資等の帳簿上の有り高と現物との照合を行う。

(*2)公認会計士

農協会計の高度化・複雑化等に対処するため、全国に先駆け、平成9年度から公認会計士を検査に導入している。決算処理や有価証券運用などの重点的な検証を担当している。

(*3)兵庫県農協中央会

農協の組織、事業及び経営に関する相談に応じ、組合の求めに応じて指導等を行う。

(*4)会計監査人

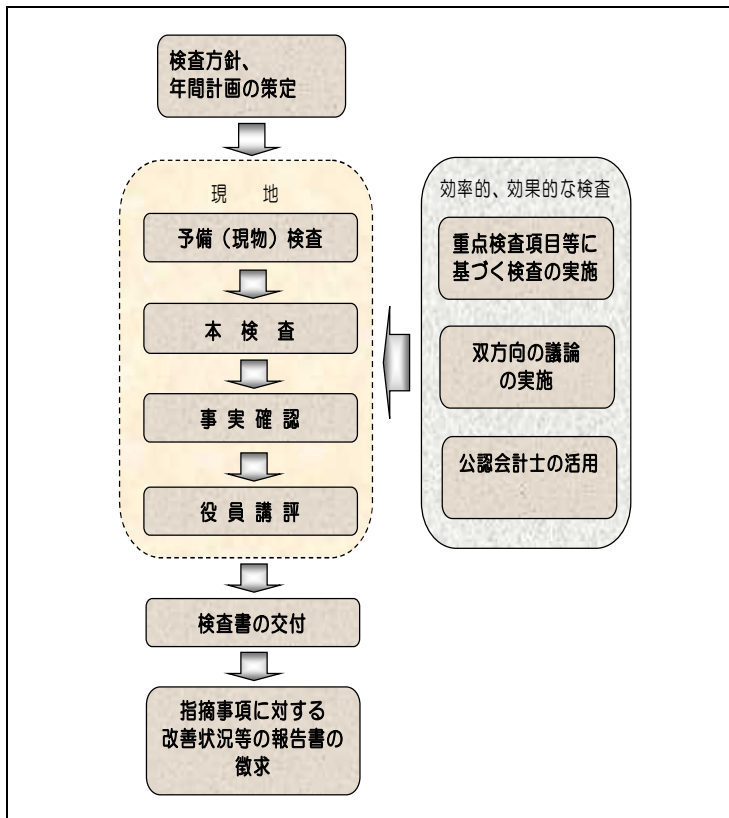
農業協同組合法に基づいて、農協の計算書類及び附属明細書について監査を行い、意見表明を行う。

3 検査の流れ

年間計画等に基づき、組合規模に対応した班を編制し、「予備（現物）検査」「本検査（*1）」「役員講評」等を実施した後、組合に対し検査書を交付している。

なお、検査書において指摘した事項に対しては、その改善状況について組合から報告書を徴求した上で、農林（水産）振興事務所とも連携し、事後確認も行っている。

図表 30 検査の流れ



(*1)本検査

系統金融検査マニュアル及び農林水産省協同組合等検査基本要綱等に基づき経営管理、法令等遵守、業務執行態勢、決算、資産自己査定等の状況の検証を行う。



4 検査の概況（令和4年度）

令和4年度の検査は、幹部職員等との双方向の議論の実施、関係機関との連携など、効率的・効果的に実施し、その結果は次のとおりである。

(1) 検査の対象

組合別	区分	4年度	5年度 (計画)	検査の周期
農業協同組合 (総合農協)	検査対象組合数	14	14	2年に1回
	検査実施組合数	7	7	
森林組合	検査対象組合数	17	17	3年に1回
	検査実施組合数	6	5	
水産業 協同組合	検査対象組合数	50	49	4～5年に 1回
	検査実施組合数	10	13	

(2) 検査の結果

【農業協同組合】

項 目	内 容	指摘件数
経営管理態勢	総(代)会等の運営管理、情報セキュリティ管理等に関する事項	42
法令等遵守態勢	自動車管理、就業規則の整備等に関する事項	34
リスク管理態勢等	利用者保護、オペレーショナル・リスク等のリスク管理等に関する事項	42
決算事務態勢	重要性の判断基準、固定資産の実査等の決算・会計に関する事項	5
業務執行態勢	食の安全・安心確保、現金の管理等の経済事業に係る業務執行に関する事項	22
計		145

【森林組合】

項 目	内 容	指摘件数
組織制度	総(代)会等の運営管理、安全衛生・労務管理等に関する事項	46
財務管理	業務報告書の記載、棚卸資産の計上等に関する事項	22
業務運営	契約事務に関する事項	5
会計処理	経理事務に関する事項	6
計		79

【水産業協同組合】

項 目	内 容	指摘件数
組織制度	総(代)会等の運営管理、登記事務等に関する事項	100
財務管理	業務報告書の記載、引当金の計上等に関する事項	51
業務運営	契約事務等の業務運営に関する事項	4
会計処理	勘定科目の適正使用に関する事項	10
計		165